

申請に対する処分

処分名	演説会等のための施設の使用に要する費用の承認
根拠法令	地方自治法施行令第 107 条第 3 項，第 113 条，第 116 条の 2 及び第 120 条
所管課	選挙管理委員会事務局

1 審査基準

申請を行うことができる人

学校及び公民館並びに市選挙管理委員会が指定する施設の管理者

申請の方法

その施設管理者が，議会及びその解散請求代表者，議員及びその解職請求代表者，市長及びその解職請求代表者が演説会等を開催する際の，施設使用料の承認を市選挙管理委員会に対して求める。

許認可等の要件

ア 申請者が学校及び公民館並びに市選挙管理委員会が指定する施設の管理者であること。

イ その施設が学校教育法第 1 条に規定する学校（学校とは，小学校，中学校，高等学校等，養護学校及び幼稚園とする。）及び社会教育法第 2 1 条に規定する公民館（市が設置した公民館）であること。

ウ 市選挙管理委員会が指定する施設であること。

2 標準処理時間

5 日